

四日市市告示第177号

四日市市地域防犯活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

四日市市長 森 智広

四日市市地域防犯活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市地域防犯活動支援事業補助金交付要綱（平成24年四日市市告示第113号）の一部を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(補助対象経費)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2 補助金の交付を受けようとする者</u><br/><u>(以下「申請者」という。)</u>が防犯パ<br/><u>トロールに使用する青色回転灯搭載</u><br/><u>車両にドライブレコーダーを新たに</u><br/><u>設置する場合に限り、当該設置にか</u><br/><u>かる経費を前項の備品経費に含める</u><br/><u>ことができる。</u></p> | <p>(補助対象経費)</p> <p>第4条 (略)</p>  |
| <p>(補助額)</p> <p>第5条 補助金の額は、補助対象団体<br/>1団体について10万円を限度とし<br/>て補助対象経費の10分の9以内で<br/>交付する。<u>ただし、補助対象経費の</u><br/><u>うち、ドライブレコーダー設置にか</u><br/><u>かる経費の補助上限額は、車両1台</u><br/><u>につき1万円とする。</u></p>                                      | <p>(補助額)</p> <p>第5条 補助金の額は、補助対象団体<br/>1団体について10万円を限度とし<br/>て補助対象経費の10分の9以内で<br/>交付する。</p> |
| <p>(交付の申請)</p> <p>第6条 <u>申請者は、四日市市地域防犯</u><br/><u>活動支援補助金交付申請書（第3号</u></p>   | <p>(交付の申請)</p> <p>第6条 <u>補助金の交付を受けようとす</u><br/><u>る者（以下「申請者」という。）は、</u></p>               |

|   |   |
|---|---|
| <p>様式) に必要書類を添えて地区市民センターを経由して、市長に提出しなければならない。</p> | <p>四日市市地域防犯活動支援補助金交付申請書(第3号様式) に必要書類を添えて地区市民センターを経由して、市長に提出しなければならない。</p> |
|---|---|

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(市民文化部市民協働安全課)